

法曹有資格者の海外展開に関する 分科会（第8回）議事録

第1 日 時 平成27年4月24日（金） 自 午前10時00分
至 午後0時00分

第2 場 所 弁護士会館2階講堂クレオC

第3 議 題

- 1 開会
- 2 試行方策についての報告及び意見交換
 - (1) ニーズの調査について
 - (2) 日本弁護士連合会における取組について
 - (3) 国際的な分野における弁護士の活用について
- 3 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会及び法曹養成制度改革顧問会議の報告
- 4 取りまとめ案についての意見交換
- 5 今後の検討について
- 6 次回の予定、閉会

第4 出席者等

大島座長，道垣内教授，中西内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官，佐熊内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官補佐，中島法務省大臣官房司法法制部官房付，遠藤法務省大臣官房司法法制部付，浪岡外務省経済局政策課首席事務官，石本弁護士，大貫日本弁護士連合会法律サービス展開本部事務局長，矢吹日本弁護士連合会法律サービス展開本部国際業務推進センターセンター長，大谷日本弁護士連合会法律サービス展開本部国際業務推進センター副センター長，武藤日本弁護士連合会法律サービス展開本部国際業務推進センター副センター長，八木

日本弁護士連合会国際室囑託，文部科学省オブザーバー，独立行政法人日本貿易振興機構オブ
ザーバー

○大貫事務局長 それでは定刻になりましたので、法曹有資格者の海外展開に関する分科会第8回、今日で最終回ということになります。始めたいと思います。また、今日は、スカイプで顔は出てこないで、声だけなんですけれども、矢吹弁護士がヘルシンキから、午前4時という時間だそうですが参加していただいていますので、お話しされるときには、お手元のマイクを利用していただくと、矢吹弁護士の方にも声が通じますので、よろしく願います。

議題に入る前に資料の説明をさせていただきます。資料項目と記載されているところで、資料1から資料4-2、この五つが今回の資料となっています。別刷りで海外展開分科会、「はじめに」と書いてある書類がございますが、これは机上配付ということで、本分科会において取りまとめを検討いただくための案ということで、事務局が作成した資料でございます。

この机上配付の「はじめに」から始まる書面につきましては、この場限りの資料とさせていただきます。大島座長、この「はじめに」から始まる書面の非公開について、よろしいでしょうか。

○大島座長 結構です。よろしく願います。

○大貫事務局長 ありがとうございます。それでは、会議の記録目的で録音をさせていただきますので、その点御了承いただければと思います。

それでは議題に移ります。まず始めに、試行方策についての報告及び意見交換を行いたいと思います。ニーズ調査につきましては、前回のこの会議で、法務省の派遣事業でシンガポールにおいて調査研究を続けておられる長谷川弁護士から御報告を頂きました。初年度を終え、2年目を迎えた現在の進捗状況につきまして、法務省の遠藤部付から御報告をお願いいたします。

○遠藤部付 法務省の遠藤でございます。法務省からは、平成26年度に実施いたしました、法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究の概要について御報告をさせていただきます。

以前にも御紹介をさせていただいたところでございますが、法務省では、平成26年度予算におきまして、東南アジア諸国における日本の法曹有資格者へのニーズ調査とともに、日本の法曹有資格者の活動環境、日本の法曹有資格者による日本企業、法人支援の方策などを探るため、インドネシア、タイ及びシンガポールの3か国に弁護士を派遣し、調査を実施いたしました。1年目の調査の結果につきましては、それぞれの弁護士の先生方から報告書が提出されておりますので、その結果について、簡単に御報告いたします。

平成26年度の調査におきましては、現地における日本企業在留邦人の活動の実情につき、日本企業在留邦人に対する法的支援のニーズや、現地の外弁規制など法曹有資格者の活動環境などといった点につき、報告がございましたが、本日は、時間の関係もございまして、法的支援のニーズの点を中心に御報告をさせていただきます。

まず、現地の日本企業等が抱える法的な問題につき、3か国に共通する問題としては、法制や商慣習などの違いがあることにより、労務、契約、税務などにおいて、問題が発生することが多いことなどが挙げられております。

他方で、日本の弁護士による支援が有益であるかという点につきましては、日本語ができ、日本の慣習や法整備を熟知している日本の弁護士による支援を受けたいという意見がある一

方で、以前に日本の弁護士に依頼した際に、その弁護士が必ずしも現地の事情に明るくなかったため、日本でのやり方にこだわり、結果として契約の締結に至らなかったという事例も報告されております。

また、日本の弁護士の活動環境につきましては、シンガポールでは、外国弁護士が活動を行うことについては、比較的オープンでございますが、インドネシアとタイについては、それぞれの法制度上、日本の弁護士が独立して法律サービスを提供することは、それが日本法に関するものであったとしても制限を受けるといったように、制度的な制約が大きいことなどが報告されております。

法務省におきましては、平成27年度についても、引き続き予算を計上いたしまして、ただいま報告いたしましたタイ、インドネシア及びシンガポールでの調査を継続するとともに、今年度からフィリピンにおいても新たに調査を実施する予定となっております。

平成26年度に調査を実施いたしました3か国につきましては、既に一定の報告がなされているところでございますが、日本の法曹有資格者による効果的な支援の方策や、関係機関との連携体制の構築の在り方といった点については、調査が未了でございますので、これらの点につきましては、2年目、平成27年度の調査において、明らかにすることとしております。

なお、一連の調査が終了した段階で、法務省のホームページ等におきまして、その調査結果を公開することを検討しているところでございます。私からの報告は以上となります。ありがとうございます。

○大貫事務局長 遠藤部付、ありがとうございました。今遠藤部付の方から、三つの国の調査について、御報告を頂きましたけれども、御質問、あるいは御意見等ございますでしょうか。

矢吹先生、特にございませんか。

○矢吹センター長 特にありません。ありがとうございます。

○大貫事務局長 それでは、続きまして、日本弁護士連合会における取組といたしましては、国際業務推進センターの取組状況及び中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の進捗状況につきまして、国際業務推進センター副センター長の武藤弁護士から御報告をお願い申し上げます。

○武藤副センター長 副センター長の武藤でございます。本日、矢吹センター長が出張先から電話参加ということでありますので、私が、事前の打合せを踏まえまして、代わりに御報告をさせていただきます。

日弁連の国際法務推進センターは、国際業務の推進という旗印の下で、一種のハブとしての機能を果たすべく設置されておまして、日弁連の内部及び日弁連の外にある様々なそうした国際業務、法曹有資格者及び弁護士の国際業務を推進する活動の一種の連絡点となり、さらにその推進センターとなるという、正にその名のとおりファンクションを担っております。

具体的には、短期的には、現実のニーズをまず調査して掘り起こし、これに対応するという部分が一番大きいところであります。中長期的には、人材を育成し、つまり研修教育を行い、その育成された人材を適材適所で様々な社会の分野に送り込んでいく、そのための地ならし、ないしコーディネートをする、そういった機能を担っております。

その機能を担っている具体的な活動の要素といたしますか、活動主体となっておりますとこ

ろが、本日の資料2に取りまとめてございます。資料2を御覧いただけますでしょうか。

○大貫事務局長 3/20ページに記載されている部分でございます。

○武藤副センター長 横開きになっておりますけれども、真ん中に大きく「国際業務推進センター」とありまして、これが推進センターでございます。機能としまして、中長期的な戦略策定、更にハブとしてのネットワーク、情報提供、短期的には人材マッチング、調査研究、更に広報といったような活動をしているわけですけれども、そういったハブ機能のほかに具体的な、先ほど申し上げました現実のニーズの調査対応、あるいは人材育成、あるいはその人材のマッチング、そういった活動を行っているのですが、この推進センターの大きな丸の外側にある幾つかの活動の主体でございます。

向かってに右側には、日弁連の内部にある組織が挙げられておりまして、一番上に国際室、下の方に少し離れて日弁連の国際関連委員会及び単位弁護士会といったものがあります。

国際室は言うまでもなく、日弁連における国際的活動の事務方の中心でございます。ここが様々な人材の育成とマッチングについての活動を行っている。具体的にはこの資料の記載されておりますので、割愛をさせていただきます。

反対側の方、左手の方にありますのが、一つ目が、中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループ、これは私が座長を兼務しておりますけれども、具体的に中小企業庁とのお話の中から生まれてきた活動でありまして、既に何回か御報告しておりますように、日本全国の要所要所でパイロット事業として、海外展開に取り組む中小企業への支援弁護士の紹介をするとともに、こうしたことができる弁護士を全国津々浦々に広げようという旗印の下で、人材育成・研修及び外部の中小企業支援団体、あるいは海外展開支援団体、例えばジェットロとの間で様々な連携、啓蒙・啓発活動をしております。

担当弁護士は今全国で支援弁護士紹介のリストに上っているのは123人おり、たまたま同数なのですが、4月1日現在で123件の紹介実績があります。これまで、東京、横浜、愛知、大阪、福岡という大都市圏及び新潟、札幌という中小企業の海外展開が盛んな地域でやっていたのですけれども、今回新たに香川県が加わりました。香川県、四国にある高松というのは高裁所在地でありますので、私ども法曹にとっては一つの核でありますけれども、中小企業の海外活動という意味で、どこまでニーズがあるのか、慎重に見極めをしておりましてけれども、香川県弁護士会の協力を得て、大きなニーズがある、しかも香川県の方で最近中小企業の海外展開及び海外事業を具体的に支援するプログラムを立ち上げて、ジェットロの香川県の方の組織及び香川県弁護士会と連携をして、それを支えていくような形もある。そういった動きが見られましたこともあって、今回パイロット事業に加わっていただくことといたしました。

今後、全ての高裁所在地にこの支援事業を広げていくということが、日弁連の目標として掲げられております。これは全て地元の単位弁護士会との連携においてやりませんといけませんので、単位弁護士会の方に組織を作り、受入れ態勢を作り、しっかりした支援弁護士の皆さんを選定するといったプロセスを経ております。

したがいまして、若干ゆっくりではあるのですけれども、こうして広がってきているということでありまして、今後具体的には、残された最後の高裁所在地であります広島及び仙台、ここで何とか本年度中に開始をしたい。広島は既に目途が付いております。仙台弁護士会からも代表者をワーキンググループに出していただきました。具体的な話合いが始まっております。

ます。この取組を進めていくということでございます。

資料2の左手の2番目の下には、国際商事・投資仲裁ADR部会というものがございます。これは、当センターの中に新たに設置された一つの部会でありまして、これまで日弁連の中でADR協議会という、紛争解決のための手続について専門的に取り扱う組織の中に、一つの部会としてあったのですけれども、それを国際投資仲裁、国際商事仲裁という視点から当センターの中に加わっていただくことといたしました。

このメンバーとなっておりますのは、国際商事仲裁の方面では、非常に著名な弁護士の皆さんでありまして、言わば中心的な人物が集まっているとあって差し支えないと思います。具体的には、今後そういった投資仲裁、あるいは商事仲裁といった紛争解決のツールを日本企業、日本の市民の皆さんにもっともっと使っていただけるようにするための啓蒙・啓発、あるいは、そのための組織・体制作りを長期的な目標として活動していくということを考えております。

続きまして、この表の一番下の方に二つ組織がございます。一つがLNF(外国人ローヤリングネットワーク)、もう一つが海外業務研修会。海外業務研究会は、当分科会のメンバーとなっておりますので、既に御承知かと思えますけれども、大規模法律事務所が集まりまして、日弁連と緩やかな連携の下で様々な情報交換をしつつ、しかし独自に様々な日本の弁護士の海外展開活動を支え、それを進めるような活動をしております。

具体的には、海外法律事務所とのネットワークですとか、あるいは大規模事務所が海外において事業をする上で、どういった問題があるか、個別的な問題にかぎらず、広く制度的、仕組的な問題を取り上げて対応されているということでございます。

外国人ローヤリングネットワークは、これも日弁連の組織でなく、弁護士が集まった任意団体でありますけれども、東京弁護士会の設けた公設事務所が一つの核となっており、日弁連とも連携しながら当センターに加わっていただいているということになります。

既に日本全国に1,600名の会員がおりまして、日本にいる外国人への司法アクセスの向上、これは国内業務でありますけれども、そこにとどまらず各地で海外的な業務に携わる弁護士が集まっておりますので、外国人向けのものを超えた涉外業務全般の情報交換、連携のネットワークとしても機能しているということでもあります。

本日出席いただいている当センターの副センター長の矢吹先生が、この中心的人物の一人でございますので、必要ありましたら矢吹先生からも、補足をしていただきたいと思いますと思っております。

以上が、当センターの活動の概要でございます。今後さらに人材育成という面、特に右のほうにありますとおり、国際室の下に法科大学院とありますけれども、具体的にこの分科会でも取り上げていただいております、法科大学院との連携による長期的な視野での人材育成といったこと、あるいはその登録後の弁護士になった後の様々な私どものワーキング、あるいはLNFがやっているような研修活動、あるいはその中間である司法修習生ですとか、そういった法曹予備軍の皆様への人材育成的なもの、こういったものにももっともっと力を入れていきたいというところでございます。

以上が私から活動概要の報告でございますけれども、矢吹センター長、もし補足等ありましたら、お願いいたします。

○矢吹センター長 矢吹です。武藤さんどうもありがとうございました。武藤さんに全て御説

明いただきましたので、私の方から補足はございません。よろしく申し上げます。

○武藤副センター長 ありがとうございます。それでは、私の報告は以上で終わらせていただきます。

○大貫事務局長 武藤先生、ありがとうございます。今の御報告につきまして、質問等ございますでしょうか。道垣内先生、お願いします。

○道垣内教授 このセンターの果たしている役割について、この図は非常によく分かる図になっていると思います。様々な団体とか、あるいは別の機能を持った法科大学院とか、そういうところの中で国際業務に関連することが様々行われていて、それをうまくつないでということが、それぞれの組織にとって大切だと思うのですが、そのつなぎ方についての評価というか、これをやっていて前進したかどうかということが分かる指標みたいなものが何かあればお教え下さい。年度ごとの業務報告において評価がされているのだらうと思いますけれども、もう少し中長期的にこういう目標で達成率が何%かとかいうものはありますでしょうか。組織との連携が評価できれば、どこに傾斜的に人材とかを投入していくべきかを判断することができると思うのですが、何かそういう仕組みはお考えでしょうか、あるいは既にあるのであれば、御説明いただければと思います。

○武藤副センター長 矢吹先生、お願いします。

○矢吹センター長 道垣内先生、ありがとうございます。今の、道垣内先生の質問に関して、私の個人的な意見でお答えさせていただきます。一つは、全国的に弁護士の国際業務への関心が高まっているか、それから国際業務に携わる人数が拡大しているかどうか、この点については、先般、全国の弁護士会に対してアンケートを実施しましたがけれども、このアンケートを今後も定期的に行いたいと思います。3月末には、名古屋で国際業務に関するシンポジウムを開催しました。これからも定期的に国際業務全般の啓蒙を目的としたシンポジウムを行いたいと考えています。また、国際商事・投資仲裁 ADR 部会は、9月に福岡でセミナーを開催する予定です。そういった啓蒙活動を通じて全国の弁護士会、それからそこで活動している弁護士の方々に、どのぐらい国際業務が浸透していくか、これをアンケート等で検討したいと思います。

二つ目は、各団体がそれぞれ実感するものがあると思いますので、それぞれの団体が実際に業務を行っていく中で、どれほど国際業務の数が増えているか、例えば中小企業のワーキンググループの方から、実際に問合せがあり法律相談を行った数値を頂いていこうと思いますし、また、LNFからも会員数の増加、こういったものの数値を頂いて、数値によって検証したいと思います。

三つ目は、これもまた私のアイデアですけれども、このセンターはセンターで、評価機関があるわけではありませんが、これはやはりこういった官庁の方々も参加していただいている中での活動ですので、何か第三者評価機関のような、そんな大きなものでなくてもいいですけれども、例えば道垣内先生のような御専門の方に定期的に御報告をして、評価をしていただくということもあり得るのではないかと、これは全く私のアイデアですけれども、考えられるのではないかと思います。以上です。

○大貫事務局長 ありがとうございます。道垣内先生いかがでしょうか。そんな感じで進めたいということだと思います。では、座長お願いします。

○大島座長 武藤先生、御説明ありがとうございます。1点、もう少しお伺いできればと思

ったところがありましたので質問です。国際商事・投資仲裁 ADR 部会、実は私の前職として TPP に関わったことがあります。その関連で ISDS が話題になっていて、これからもいろいろな形で ISDS が問題になると思います。そこで初歩的な話で恐縮ですが、ADR の意味と、この ADR 部会が、日本の会社の提起する投資案件の仲裁にどこまで関わってきたかということについて伺います。

○武藤副センター長 矢吹先生、私からの回答でよろしいでしょうか。

○矢吹センター長 武藤先生、よろしく申し上げます。

○武藤副センター長 承知しました。今の座長の御質問にお答えいたします。まず、ADR につきましては、すみません私の説明が不足しておりました。これは Alternative Dispute Resolution、代替的紛争解決措置といったような訳語がありますがけれども、要するに、伝統的な国家の裁判所による裁判ではない形の紛争解決手段ということでありまして、最も典型的なものが、その当事者の合意により拘束的な判断を得る仲裁でございます。

そのほかの形としましては、当事者の合意により、拘束的ではない勧告を得るような調停、斡旋といったものもございます。あるいは、それが商事の分野であれば商事仲裁でありますし、投資家対国家という枠組みであれば投資仲裁といったような、そういった形なんですけれども、いずれにしても伝統的な国家の司法機関としての裁判所ではないところが判断したり審理したりするというものが、この ADR と広く言われております。その中でも特に国際商事・投資仲裁について扱って、これをもっと啓蒙・啓発していこうというのが、この部会の設置の趣旨ということになっております。これが第1点でございます。

2点目に、投資仲裁という点ですけれども、この部会が元々発足しました経緯は、正に座長がおっしゃられましたとおり、TPP への動きの中で ISDS への対応について、国の中の様々な機関が意見を述べたときに、日弁連でもこういったことについて考えようということのできた組織がこの部会の前身でございます。そのときは調査・研究をいたしまして、報告書を確か内部的に作って、それを執行部に提出をして、日弁連における意見形成の参考にしていただいたということがございました。

したがいまして、具体的な業務活動を行う部会というわけではございません。あくまでも調査研究が主でございます。今回、これを更に発展して、調査・研究にとどまらず業務推進に役立てていこうということで、このセンターの部会に発展したというところがございまして、今後は単に調査したり研究したりすることではなく外部的に、例えば企業の方々に投資仲裁というのはこういうものなんですよ、あなたも使えるんですよといったような啓蒙活動を行う。

あるいは、全国の弁護士にこういったものがあるんですよと、あなたの顧問先に、こういったオプションを提示してはどうでしょうか。場合によっては専門家と一緒にあなたもやりませんかといった弁護士向けの研修ないし啓蒙活動をしていくといったことを一つの目標としております。

そのほかには、日本における仲裁をもっともっと進めていくための制度的、組織的な枠組みを提言していくということもあるのですけれども、しかし、この部会そのものが業務をするところまでは至っておりません。

ただ、ここのメンバーとなっている弁護士たちは、いずれも名前を聞けばよく知られている仲裁の専門家が入っております、しかもその先生方は、この組織とはまた違うんですけ

れども、いろいろな場で投資仲裁についての研究をされていて、例えば雑誌に定期的に裁判例、仲裁例の紹介記事を出すとか、これはものすごい長く続いているもので、一つのオーソリティになっていると聞いているのですけれども、そういった形で独自に投資仲裁の研究活動をしたり、あるいは具体的な相談に乗ったりされているということは、その部会としての活動ではないのですけれども、そのメンバーがいろいろな場でやっているというのがございます。

したがって、この部会が当センターに加わったことで投資仲裁というものに対する認識、認知がもっともっと高まっていけば、具体的にこれを発動していく場面が出てくるのではないかと。あるいは逆に、日本が TPP 等で仮に被告というか、巻き込まれた場合の一種のアドバイザー的な機能を果たすような人材も、ここを母体として生まれてくるのではないかと、そういった期待はしております。以上でございます。

○大島座長 大変詳しい御説明ありがとうございました。大変勉強になりました。

○大貫事務局長 ありがとうございます、今の武藤先生から出た ADR 部会から日弁連執行部に上げられたレポートというのは、各国のいろいろな判例等を網羅して、かなり厚めのレポートだったんです。極めてインフォマティブで、日弁連の意見形成に非常に役に立ったということで、御報告したいと思います。

そのほかございますでしょうか。それでは続きまして、国際的な分野における弁護士活用の活用について、在外公館におけるアドバイザー制度につきまして、外務省経済局政策課の田島課長の代理の浪岡首席事務官から御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○浪岡首席事務官 今日は、発言の機会を頂きましてありがとうございます。私どもから、議事次第の2の(3)の国際的な分野における弁護士の活用についてということで、資料3であります。通しのページでいうと5ページ目でございます。横置き紙、在外公館における外部専門家を活用した日本企業支援ということであります。

事業の概要と委託の例として幾つか挙げてございます。まず事業の概要であります。在外公館において、日本企業の活動を法的側面から支援する体制を強化するために、現地の法令、法制度についての調査、情報提供、法的問題に関する日本企業へのアドバイス、これらの業務を日本の弁護士の方々に対して委託を申し上げたいと思っております。

実施の公館については、進出している中小企業が多く、ニーズがある地域を中心にこれらの公館、8公館程度においての実施を今まさに検討しているところであります。ここについて少し敷衍申し上げますと、実際その対象地域、どの公館にするかということについて現在調べてございます。それで、既に候補等もいろいろと検討に挙げてございますので、できるだけスピード感をもって、対象地域の選定、公館の選定、人選ということで進めてまいって、この夏にも実際に実施してまいりたいと思っております。

それから、委託の内容ということで、例を三つ程度挙げてございます。ここは全体に係る話でございますが、現地の法規制に反しない範囲での実施ということで、一つ目は、現地の法律事務所の実情、法令、法制度、それからその運用に関する調査、そしてこれらの調査結果の情報の提供ということでございます。

もう一つは、日本企業が関わる個別の法的ビジネストラブル、これらに関する情報収集、分析、コンサルティング、こういうことをお願いしよう。最後のコンサルティングについ

ては、例えば日本の企業の抱える問題、これらのものを的確に理解をして、現地の弁護士の方々に伝達をするだとか、日本企業と現地の弁護士との橋渡しをすることなどを含むということでもあります。

そして、最後には在外公館が政府と交渉する際のコンサルティング、これは事案の分析・整理等を含みますが、それらの業務ということでもあります。それで、資料の説明はこういうことなのですけれども、実際には平成27年度の予算ということで約2000万程度の予算規模でございます。これをその8公館ということで今考えておりますが、場合によっては、それは9になったり7になったりということになるかもしれません。ただ、ここはできるだけ費用対効果の高いところで実施をさせていただきたいと思っております。

2点補足申し上げます。この制度設計そのもののお話でございますけれども、今お話を頂いている国際的な分野における弁護士の活用という部分と、日本企業の海外展開支援をしていただいているところへの官民の連携で、しっかりとこの企業活動を支えていって、最終的には日本の経済の再生に資するような経済外交を全力で取り組んでいくと、この二つの目的をマッチングさせる非常に重要な取組だと、私どもは考えてございます。

したがいまして、我が国の有為な法曹有資格者の方々、弁護士の方々と官民連携して日本企業の推進、海外展開の推進を進めてまいりたいと考えているところであります。

もう1点目については、いろいろな御提言を頂いておりますが、国際的に通用する、ないしは活躍していける法曹人材の育成ということは、非常に待ったなしだと私ども聞いております。外務省としても外交当局として、是非ここに協力をさせていただきたいと思っております。こういう制度設計を考えているということでございます。私から以上でございます。ありがとうございます。

○大貫事務局長 ありがとうございます。それでは、浪岡様からの御報告に関しまして、御質問等ございますでしょうか。道垣内先生、お願いします。

○道垣内教授 新しく予算を取っていただいて、こういう事業を始めていただくのは、きっかけとしては非常にいいのではないかと思います。委託の内容ですけれども、サービス対象は、現地に既に進出した日本企業が主ですね。その人たちにどういう形で一番情報が伝えられるかというところ、いろいろなトラブルの先例を紹介するのがいいように思います。どういうところにトラブル発生の原因があり、それをどうやって克服したのか、あるいは克服できなくて、すごく損害を被ったのかみたいなことを現地の人たちを対象にして在外公館が主催するセミナーみたいなところで紹介する活動を是非進めていただくといいと思います。

○浪岡首席事務官 先生、ありがとうございます。インタラクティブな活動というのは非常に重要だと思いますので、情報を集めて報告して終わりということではなくて、丹念に御要望、それからより重要なのは困った案件、トラブルの状況というのは、できるだけ事前に早く察知をして、そこにどう手当てをして、さらにその対処方法をコンパイルしていって、インスティテューショナルメモリーをしっかりと残していくと、それが使えるような形で整理されていくというのは非常に重要だと思います。御意見賜りましてありがとうございます。

○大貫事務局長 ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。お願いします。矢吹先生。

○矢吹センター長 質問とコメントがあるのですが、質問が二つありまして、一つは、この概要の二つ目、中小企業が多く、ニーズがある地域と書かれているのですが、そのほかのどこ

ろは日本企業との記載で、特に中小企業というわけでもないのに、全般を拝見すると、特に中小企業にフォーカスする必要もないのかなと思いますが、どのように考えるかという点が1点です。

それから、現地に行っている弁護士からよく聞くのは、企業からの問合せもありますけれども、その企業で働いている駐在員の方ですとか、また日本の在留邦人の方からも、様々な問合せとか質問があるということなのですから、そういった個人の方、従業員問題とかそういうことも含めて、個人の方に対する法的サービスに対する調査、それからサービスの実施ということもお考えなのかという点が2点目です。

それから、三つ目はコメントですけれども、この弁護士の方、予算の関係で現地に行き既に働いている弁護士の方だと思えますが、その方が法律相談会のときにその相談が実際に事件となった時に、誰に依頼するかという点で、例えば自分の事務所等に依頼すると、コンフリクトが生じる可能性もありますし、また日本人がアドバイスするときに、それは現地の法律に反する可能性もあり、そうしたコンフリクトの問題ですとか、現地の法制に反しないといった一つのルール作りを書面で提供しておかないと、後で何か問題が生じはしないかと思えます。その点の手当を伺いたいというのがコメントです。以上です。

○大貫事務局長 それでは、質問に対する御回答の方よろしく願います。二つございました。

○浪岡首席事務官 先生、質問とコメント、どうもありがとうございます。まず、質問の1点目であります。事業の概要の二つ目の黒丸、確かに中小企業が多く、ニーズがある地域の公館ということを書いております。ここは中小企業の定義にもよると思いますが、私どもの制度設計の根幹にあるのは、例えば大企業、大規模な海外展開をしておられる大きな企業については、恐らく法律顧問ないしは法律サービスについては潤沢にいろいろと手当がされているであろうという、そういう想定の下で動いております。

他方、今まさに中小企業が日本経済の再生のために外に打って出ているということになってございますので、法的なサービスが得られないところを中心に、私どもは是非日本の有為な法曹有資格者の方々の力をお借りして、この制度設計を進めてまいりたいと思っておりますので、そういう観点から中小企業ということで、取りあえず仕切らせていただいたということでもあります。

2点目であります。個人からということではありますが、当然これを進めていくに当たっては、個人事業主というところからの要望、トラブルの相談、恐らくあるのだろうと思えます。どのように対処していくかについては、これから要望をいろいろと吸い上げていって、制度設計をする中で確実にお答えを返したいと思えますが、今この時点で個人の方からの要望をどの程度まで吸い上げて、御対応させていただくかについては、検討させていただきたいと思っております。

なお、今現在、在外公館では日本企業支援窓口というものが、この法曹展開の流れとは別にございます。全ての在外公館に対して日本企業支援担当官というのを指名してございます。ここは大きな企業であれ、小さな企業であれ、個人事業主であれ、様々なよろず相談が舞い込んでございます。一例を挙げますと、平成20年の段階では一つ一つプロットしておりますけれども、1万2000件あります。これが平成21年、平成22年といきまして、平成25年には、全世界で3万6000件の御照会を頂いております。これは平成20年と比べ

ると3倍の御照会の多さということになります。当然その中にはリーガルな部分、それから企業活動をする上での困った相談だとか、全て含まれてくるわけであります。そういうふうな個人の事業主さんからの相談については、今現在も私ども積極的に対応しているところでございますので、この新たな制度設計でどのように落とし込んでいくかということは検討させていただきたいと思っております。

それから3点目のコメントについては、どうもありがとうございます。検討させていただきます。

○大貫事務局長 どうもありがとうございました。

○矢吹センター長 どうもありがとうございました。

○大貫事務局長 それでは、次の議題に移りたいと思っております。3番になります。前回の分科会から本日まで間に、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会及び法曹養成制度改革顧問会議が開催されました。その概要につきまして、法務省の遠藤部付から御報告いただきたいと思います。お願いします。

○遠藤部付 それでは、私から本年2月9日に開催されました法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会における議論の概要、並びにこの間2月24日及び3月19日にそれぞれ開催されました法曹養成制度改革顧問会議におきまして、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組の状況等について、御議論を頂く機会がございましたので、その概要を御報告させていただきます。

まず、去る2月9日に開催されました第6回法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の御議論の概要について、御報告申し上げます。同日の有識者懇談会におきましては、当分科会を含めまして三つの分科会におけるこれまでの御議論の骨子を取りまとめたものとして、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ骨子が提出されてきて、これについて、大島座長をはじめとする有識者委員の皆様へ、分野横断的な観点から御議論を頂いたところでございます。その御議論の概要をお伝えさせていただきます。

まず、各分野ともにこれまでの検討を通じ、社会における法曹有資格者のニーズが把握され、それとともに課題が見えてきたという点については評価ができるのではないかと、他方で、今後法曹有資格者の活動領域を拡大していくためには、各分野において、産学官と共に司法分野が連携を深めていくことが重要ではないかと、また、今後各分野ともに広がりが出てきたというこの流れを維持し、発展させていくためには、現状把握と分析を行い、それを次の取組に結び付けていくべきではないかという視点を御提示いただいたところでございます。

このほか、当分科会における議論に若干関連するものとして、海外に進出される日本企業等について、法的な問題を起こさないように日本の法律家が指導・助言することなどが有効ではないかといった御趣旨の発言が、一部の有識者の方からなされたところでございます。同日の有識者懇談会におきましては、先ほど申し上げました取りまとめ骨子につきまして、ただ今のような御議論を踏まえた上で、大島座長への御一任がなされてきて、その後、座長におかれて整理をしていただきましたものが、先ほど申し上げました本日提出されております資料4-1となっております。

引き続きまして、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組につきましては、2月24日及び3月19日の法曹養成制度改革顧問会議におきまして、議題として取り上げられ、顧問の皆様へ御議論を頂きましたので、その概要を御報告申し上げます。まず、2月24日の

会議におきましては、ただ今申し上げました取りまとめ骨子について、御報告をさせていただいた上、同骨子につきまして、顧問の皆様から御意見を頂戴いたしました。その概要でございますが、まず、同骨子につきましては、これまでの様々な検討の積み重ねであるということは、大変理解できる場所であるという御指摘を頂きました。

他方で、同骨子は、これまでの議論のダイジェストという性質でございますので、今後の総括としての取りまとめにあたっては、法曹有資格者の活動領域の現状を把握し、分析するとともに、法曹有資格者を活用することのメリット、あるいは逆に弁護士をはじめとする法曹有資格者を活用するに当たっての隘路といった点を意識することが望まれるといった御要望を頂いたところでございます。

同日の顧問会議におきまして、このような御指摘を受けましたことを受けまして、3月19日の顧問会議におきましては、法務省におきまして、これまでの3分科会の取組につきまして、お手元の資料4-2の形で整理をし、再度現状の御報告をさせていただいた上で、顧問の皆様から御意見を頂戴したところです。その中では、取組の状況の整理を、このような形で行うということは、現状分析を行う上でも有用なのではないか、また、今後、総括としての取りまとめを行う上では、このような視点を一つの素材としつつ、これまでの取組の実績を整理した上で、分析的な検討を行うことが有用なのではないかという御示唆を頂いたところでございます。

本日、御議論を頂く予定の総括としての取りまとめに向けた御検討のタタキ台となる取りまとめ案につきましては、本分科会におけるこれまでの御議論を前提とした上で、ただ今申し上げたような有識者懇談会や顧問会議における問題意識も視野に入れた形で再度整理をしたものということになっております。その内容の詳細につきましては、追って御説明を申し上げますが、事務局といたしましても、これまで本分科会で取り上げた様々な試行的な取組の成果や、それを踏まえた御議論を下に活動領域の拡大の現状、特にその課題について些細な分析を行うということは、これから具体的な取組の在り方を考える上でも、不可欠なものと考えているところでございます。

本日の御議論におかれましては、これまでの取組を踏まえた課題の分析という点に焦点を当てた議論を頂くことができれば、と考えております。私からの御報告は以上となります。

○大貫事務局長 遠藤部付、ありがとうございました。今御報告いただいたとおりでございます。

それでは、今日の意見交換、検討のメインの分野に入りたいと思いますけれども、机上配付をさせていただいております、取りまとめ案に関する意見交換に入りたいと思います。

まずは、この取りまとめ案について、続けて申し訳ないのですが、法務省の遠藤部付から、まず御説明を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○遠藤部付 それでは引き続きまして私から、海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取りまとめのたたき台について、御説明をさせていただきます。この取りまとめのたたき台は、前回の分科会でも御議論をいただきました、取りまとめに向けた御議論の内容を敷衍したものとなっております。まず、1ページ目、「はじめに」の部分の概要を申し上げます。アジア新興国に進出する日系企業が近年増加しているところでございますが、このような日本の企業等が海外で法的リスクに直面する機会もこれに併せて増加していること、そのような法的ニーズに対応するべく、これまで大規模事務所を中心に海外に進出

する日本の弁護士数も増加してきているといった現状を指摘させていただいた上で、法の支配の実現のため、また日本企業等、もしくは在留邦人の方々の海外展開、海外での活動を促進することは、我が国の振興という観点からも重要であるといったことなどを記載させていただいているところでございます。

引き続きまして2ページ以降、「これまでの取組について」でございます。この部分は、これまで当分科会で検討した試行的な方策の状況等を取りまとめたものでございます。その概要は以下のとおりです。まず、法曹有資格者に対するニーズの把握に関する取組につきましては、先ほど御報告申し上げたとおり、法務省では平成26年度から東南アジア各国における法制度や運用の実情、更には現地に進出した日本の企業等の法的ニーズを把握するために、弁護士の方に調査を委託しております。平成26年度は、先ほど申し上げましたとおり、インドネシア、シンガポール及びタイの3か国にそれぞれ弁護士を1名ずつ派遣しております。今年度は、この3か国に加えましてフィリピンにおいても調査を行うこととなっております。

また、先ほど武藤先生からも御紹介ございましたが、日本弁護士連合会におかれましては、日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度に取り組まれております。これは、日本弁護士連合会におきまして、関係機関と連携いたしまして、海外展開に取り組む中小企業等に対して、日本の弁護士による法的支援を実施する取組でございまして、これまで全国8か所におきまして累計で123件の支援実績を上げているというところでございます。また、平成26年度からは、このような取組を推進するため、同制度に従事する弁護士の方を支援することを目的として、アジア諸国における法律実務に明るい日本の弁護士の方をアドバイザーとして採用しているところと聞いております。このような制度の運用を通じまして、中小企業等の海外展開に当たり、一定のニーズがあることが明らかとなっているところでございます。

このほか、日本弁護士連合会におきましては、先ほど武藤先生からも御紹介がありました法律サービス展開本部に設置した国際業務センターにおいて、様々な取組が行われているところでございます。

次に、お手元の3ページに該当いたしますが、法曹有資格者に対するニーズに対応するための取組について、簡単に御報告いたします。まず、法務省では、内閣官房に設置されました「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」に構成員として参加し、日本企業等が海外展開を行う上で直面する法的側面を含む諸問題に対応するための政府の施策に関する情報を共有するとともに、官民の連携を進めるための検討を行っております。

また、日本弁護士連合会におかれましては、先ほど申し上げた中小企業海外展開支援弁護士紹介制度だけではなく、経済産業省及び外務省の主導で実施されております海外展開一貫支援ファストパス制度に参加されて、海外展開を考える中小企業等を支援する役割を担われております。このほか、国際的な分野に対応できる人材を養成するための取組といたしまして、法科大学院において、様々な取組が行われているというところでございます。さらには、日本弁護士連合会においても、各種の研修の取組が実施されているところでございます。

引き続きまして、お手元のたたき台の5ページに該当しますが、課題と対応策に関する部分でございます。ここでは、ただいま申し上げたような各取組やこれまでの当分科会における御議論を通じまして、今後法曹有資格者の海外展開を一層促進する上での課題と、それに対する対応策を記載している部分でございます。本日の御議論におきましても、この部分に

関する御議論を頂ければありがたく存じます。その概要を御説明いたします。

まず、法的ニーズの顕在化に関する課題と対応策について、でございます。ここでは、企業等の支援と在留邦人支援の二つのテーマについて検討しております。まず、企業等の支援でございますが、これまでは大企業の海外展開を大規模事務所が支援するという構図が中心でありましたが、昨今では積極的に海外展開をする中小企業や個人事業者が増加しているところでございます。しかし、これらの中小企業等は、十分に日本の弁護士の専門性の活用ということについては、これからというところがございます。その要因につきましては、企業等の海外展開に当たりまして、日本の弁護士がどれほど有意義な役割を果たすことができるのかといった点に関する情報が、企業等との間で十分に共有されていないこと、また、仮に企業等におかれまして日本の弁護士の活用を検討した場合でありまして、この分野に明るい弁護士にアクセスする方法が分からないといったことが、要因として挙げられるところかと考えております。

他方、在留邦人支援という観点につきましては、企業等の支援とは異なった視点が必要となると考えております。具体的には現地で邦人保護を担う公的機関や現地の弁護士、あるいは関係機関との連携強度の構築を今後いかに構築していくべきか、ということが課題になるということができます。

以上のような課題に対する対応策といたしまして、まず、企業等の支援という部分につきましては、今後日本弁護士連合会が中心となりまして、ユーザーとなる企業等に対して海外展開に当たっての法的リスクをいかに回避するべきか、また、そのためにいかに日本の弁護士を活用するべきかについて、実例を集積、整理の上、中小企業等と共有していくことが考えられるところでございます。この際、日本の企業組織や取引慣習を熟知した日本の弁護士だからこそ、有意義な法的支援ができるということを強調することが重要ではないかと考えられるところです。

また、アクセス改善という問題につきましては、先ほど武藤先生からも御紹介がございましたが、全国各地に海外展開を支援する弁護士の層を広げていくという観点から、日本弁護士連合会におかれまして、現在取り組んでおられます日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度を拡充し、平成27年度中に高裁所在地への拠点、現地の弁護士会との連携の上での取組の実施を拡充していく。また、その他の地域についても、それぞれの地域における実情を踏まえつつ、その取組を拡充していくことが求められるところかと考えているところでございます。

これに対して在留邦人支援につきましては、関係する公的機関と日本弁護士連合会が共同して、日本の弁護士への海外からのアクセス改善等の課題に対応していくことが必要ではないかと考えられるところでございます。

引き続き、お手元のたたき台の7ページに相当いたしますが、法的ニーズに対応する担い手の確保や、その養成に関する課題と対応策についてという部分でございます。まず、課題は以下のとおりでございます。まず一つ目として、法制度の問題といたしまして、特にアジア新興国の中には、日本の法曹資格に基づく活動が法的に制限される場合があること、二つ目として、担い手となる法曹有資格者の素養の問題として、国際的な分野に対応できるだけの語学や法的知見等を身に付けるための教育・研修のすそ野を広げる取組が未だ発展途上であること、三つ目として、専門家へのアクセスの問題として、海外展開に当たって法的支

援が必要となった際に、その分野に明るい専門家である弁護士にアクセスできるような情報提供の仕組みが必要であること、四つ目として、公的機関等におきまして、国際的な問題に対応できる法曹有資格者を一層輩出していくべきであることを挙げているところでございます。

このような課題への対応策といたしましては、一つ目の問題につきましては、相手国との協議の問題でございますので、そういった協議の中で必要に応じてそういった努力を重ねていくべきことが挙げられるところでございます。

二つ目につきましては、現在、当分科会に報告があったところでありまして、法科大学院において、国際的な分野に関する教育の拡充に向けた取組が進んでいるところとお聞きしておりますが、そういった取組が更に広がっていくとともに、日本弁護士連合会における研修についても充実を図ること、三つ目といたしまして、日本弁護士連合会を中心としてアクセス改善の問題として、身近な弁護士に相談をすれば案件に応じて専門的な知見を持つ弁護士につながる仕組み作りをしていくこと、さらには四つ目として、先ほど御紹介をいたしました関係省庁等連絡会議の枠組みなどを活用することを通じ、弁護士をはじめとする法曹有資格者が国際的な領域で活動する機会を広げていくことが必要ではないかということを指摘しております。

最後に、お手元の9ページに相当しますが、今後の展望・方向性についてでございます。ここでは以上のような対応策により課題を克服することができればということでございますが、企業等の支援、在留邦人支援の双方におきまして、法曹有資格者の活動領域は一層の拡大が想定されるということも指摘しております。また、今後はただいま申し上げたような対応策の具体的な実施状況等について、先ほど来申し上げております関係省庁等連絡会議の枠組み等を活用することが有用であるといった点を指摘させていただいているところでございます。私からの説明は以上です。

○大貫事務局長 ありがとうございます。それでは、今御報告いただいた案につきまして、四つの項目に分けて意見交換をしたいと思っております。

まず一つ目は、「はじめに」という部分と「これまでの取組について」という部分でございます。これは1ページから4ページにかけてで、この意見交換は、既にこれまでなされてきたものなので、3分程度かと思っております。残りの三つのパートは、それぞれ15分程度の意見交換をしたいと思っておりますが、一つ目が、課題と対応策の中のニーズの顕在化に関するもの、これで15分程度、続きまして、課題と対応策の中の2番目、7ページですけれども、担い手の確保や養成に関するもので、ここも15分程度、最後に9ページ、今後の展望・方向性についても、同じぐらいの時間をとって意見交換をしたいと思っております。

それでは早速「はじめに」と「これまでの取組について」、1ページから4ページまでの部分について、御意見があればお願いします。道垣内先生、お願いします。

○道垣内教授 今日の2番目の御報告の在外公館における外部専門家を活用した日本企業支援の話は、今年度予算なので、執行はまだなのかもしれませんが、その御説明の中で日本企業支援担当官という方が既において、随分と相談に応じているとのことでした。そのリーガルの部分の強化だということだとすれば、これまでやってきたということの中に少しそのことも書き込んだらどうかと思っておりますけれども、それほどここに既に出ておりますでしょうか。もしそれであれば、そこを教えていただければと思います。

- 遠藤部付** 御指摘ありがとうございます。今御指摘の点につきましては、まだこの取りまとめの中に反映されているという形にはなっておりません。今後、ただいま御指摘いただいたところでもございますので、外務省とよく相談をさせていただければと思います。
- 大貫事務局長** ありがとうございます。座長、お願いします。
- 大島座長** 引き続き同じところですが、既に予算が付いていると思いますが、そうであれば、この活動そのものについて書いて問題はないのではないかと思います、いかがでしょうか。
- 浪岡首席事務官** お答え申し上げます。御指摘いただいたところについては、どのような書きぶりにするのかというのは、ちょっと悩ましゅうございまして、というのは、対象地域、対象公館について、今正に最終段階の検討の途上にあるものですから、これがどのタイミングで外向けに発表されるかということにもよりますけれども、今申し上げられるとすれば、ニーズがある公館、それで地域的なバランスを考えた8公館程度というところまではぎりぎりいけるのかなと思います。ただ、具体的な対象地域、公館の候補ということになりますと、やや今の段階では差し支えがあるかなと考えております。
- 大貫事務局長** よろしいですか。では、遠藤部付。
- 遠藤部付** ただいま外務省から御発言がありましたところも踏まえまして、事務局として今後調整をさせていただければと思っております。ありがとうございます。
- 大貫事務局長** その点への配慮、よろしく願い申し上げます。
よろしいですか。それでは、今日のメインテーマのうちの一つ、課題と対応策の1でございます。これは5ページから7ページの頭までですが、意見交換に先立って、この部分について遠藤部付から補足ございますか。
- 遠藤部付** ありがとうございます。ごくごく簡単に申し上げます。お手元の5ページを御覧いただきますと、企業投資の支援に関しましては、1の(1)のAで、二つの丸を打っています。先ほど全体を説明させていただく中でごく簡単に触れさせていただいたところではございますが、こういった点に要因があるのではないかというふうに現時点で事務局として、これまでの議論を踏まえて考えているところでございます。こういった整理の仕方について御議論いただければありがたいかと思っております。
- また、イにつきましては、記載させていただいたとおりでございますので、こういった整理でいいのか、または別の視点があり得るのかという点について、御指摘を頂ければありがたいと思っております。以上です。
- 大貫事務局長** ありがとうございます。それでは早速意見交換に入りたいと思いますが、法的ニーズの顕在化に関する課題と対応策について、御意見を頂ければと思います。道垣内先生、お願いします。
- 道垣内教授** 企業支援について、6ページの上から4行目、「そのためには日本弁護士連合会と関係機関等が相互に協力して」というのは、主語は日弁連なのでしょうか。その上でその次の点が三つあって、その下ですけれども、その上で、ジェットロ等の支援機関にも提供するという部分について、「関係機関等」のところがよく分かりません。注を見ると、ここにもジェットロが入っているので、ちょっと主体が明確ではないような気がします。「相互協力」をどこか違うところに書いて、主語を「日本弁護士連合会は」と書くと、ミッションとしてはっきりするんだと思います。
- それから、「支援機関にも提供する」の中にジェットロが書いてあって、先ほど話したのと同

じですが、在外公館もいろいろやっぺらっぺらやっぺらやっぺら、在外公館とジェトロのうち、片方だけ書くのはちょっとどうかなと思いますので、そこはバランスよく書いていただくといいのではないかと思います。

○**遠藤部付** 御指摘ありがとうございます。頂いた御指摘を踏まえて、今後更に練り上げてまいりたいと思います。ただいま御指摘いただいたところで、主体に関する部分がありましたので、そちらについては、また場合によっては日本弁護士連合会様の方で補足をしていただければと思いますが、今御指摘いただいた後段の支援機関との提供の関係ですが、確かに、広く関係機関と情報を共有していく、という記載が適切であろうかと考えておりますので、そういった方向で適切に文章をきちんと考えていきたいと思っております。

○**大貫事務局長** では、「相互に協力」というこの主体の話と、「ジェトロ等の支援機関にも提供する」ということになっている論理的な整合性も含めてというのが、多分今の御指摘だと思うので。

○**武藤副センター長** そうです。ありがとうございます。私どもも一緒に考えているところがありますけれども、ここはちょっと回りくどくなっていることの原因は、具体的事例というものが、弁護士が扱ったもの全て守秘義務の対象になるというものがあまして、そういったものを日弁連という組織が集めるということ自体にも、非常に微妙な問題を含んでおります。私どももワーキンググループで、様々な、当然紹介した事例は実績としてきちんと記録しなければいけませんので、担当弁護士から報告を受けるのですが、報告を受けるに当たっても、まず中小企業さんとの間でのインフォームド・コンセントをしっかりと。しかも、守秘義務に当たらないような範囲での情報提供に当たる、提供いただいた情報については、使用方法については、当然弁護士法上の問題を起こすような形にはしない。様々な担当弁護士と依頼者さんとの関係、担当弁護士と弁護士会との関係、そこで様々なきちんとした仕切りをした上で集積をしているんですね。それを使うに当たりまして、当然内部で議論をした上でいろんな加工をしたり、場合によっては具体性をとった抽象的なハイポセティックなものとして外にお出しするような工夫をしております。これが更に提携団体様からは御紹介いただいた中小企業さんの関係となると、そこ中小企業様との関係での縛りというものもあまして、そういったところが難しいところでもあります。ちょっとワーディングについては御相談をさせていただきたいと思います。

ただ、本質的な点として、私ども例えばワーキンググループがやっている活動について、そこで集まった情報を関係機関に提供するということは、これはもうワーキンググループ発足以来ずっとやっております。ジェトロ様とは定期的に意見交換会をさせていただいておまして、毎年私どものワーキンググループのメンバーと支援弁護士とジェトロの皆さん、更にほかの提携機関の皆さん、商工会議所さんですとか、金融機関さんにもお集まりいただいて、そこで毎年どういった案件があったかの報告と、そこから得られる経験、どういったらよりよくアプローチできるか、よりよくサービスできるかといったような議論を常にしております。そういった実績がありますので、本質としてここに書かれていることをやっていくということについては、何の支障もありませんし、むしろこういう形ではっきりと後押しをしていただくというのは、嬉しいことだと思っております。

その表現的なところについて、例えば具体的な事例を集積し、提供するとしてしまうと、これが仮に公の報告書となって、一担当弁護士の方が見たときに、私がやった事例を外に出

すのかと誤解されてもいけないのですね。そこをきちんと誤解をされないような形で、例えば具体的な事例を集積して整理した上で、そこから得られる知見とか、典型例を提供する、共有するといったような形にすることによって、実際本当に役立つもの、なおかつそういった微妙な問題を招かないことにするとといった形でやっていきたいと思っております。私から補足させていただきます。

○大貫事務局長 ありがとうございます。御指摘を受けた点については、一読して矛盾等ない形で、かつ、内容的に齟齬がないというような形で取りまとめをしていただこうと思しますので、よろしいでしょうか。

そのほかございますでしょうか。道垣内先生、お願いします。

○道垣内教授 全体の構造について、1が需要の話で、2がそれに対する供給の話として、うまくできていると思うのですが、そのニーズの中が二つに分かれていて、企業と個人ですね。ちょっと先走るかもしれませんが、7ページの供給の方の課題の1の(1)のエ、国際機関を含む、恐らく公的機関というのはそういうところも含むんだと思いますけれども、そういうところへの輩出という話が出てきていて、それに対応するニーズの方には言及がないように思われます。アとイだけじゃなくて、ウとかを作って、その他とかで国際機関でもニーズがあるんじゃないかということについて、最後の8ページのエのところ、国内的には結構実績はあると、有用だとされているのではないかということが、国際機関にも当てはまるのではないかみたいなことは、そっちに回してもいいかなと思います。もっとも、それほど向こうが日本の法曹が欲しいと言っているわけではないですね、今のところ。需要というのは供給側が作るものだと思います。そういう意味ではそういう需要を掘り起こすと言いますか、一般に恐らく昔から言われていることですが、国際機関への日本人の占めるシェアは、そんなに高くはないと言われているので、そういう一般的なニーズがある中で、法律家を送り込んでどうかということもニーズの方にもちょっと書いていただくと、それに対応する人を作らなければいけないという話になるのではないかと思います。以上、文章の対応関係を今一度見直して頂くといいと思いました。

○大貫事務局長 ちょっとよろしいですか。道垣内先生、7ページの2の(1)のエの部分、今指摘されたと思うのですが、これは恐らく国際機関への人材の登用というよりも、我が国の、両方入っているのか、この公的機関には。そこも含めて、すみません、遠藤部付、お願いします。

○遠藤部付 道垣内先生、御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり、若干整理が不十分な部分があったと思いますので、今の御指摘を踏まえて、整理をさせていただければと思います。ここで書かせていただいた趣旨は、今大貫先生からも御指摘がありましたが、日本国内における省庁をはじめとする国の機関において、国際的な分野において、活躍する機会がもう少し広がっていくといいのかなということでありまして、第6回の分科会で米谷先生からヒアリングをさせていただいて、そういった思いを一層強くしているところでございまして、そういったところを広げていくところが重要なことと思っております。

更にその先にといいことで、国際機関等において活動する方がもっと増えていけばと思いますが、いずれにしても、御指摘のとおり、ニーズの掘り起こし、ニーズの顕在化にも関係する分野でございまして、また、その国の機関における任用等の促進という観点で申し上げれば、三つある分科会の中で、国・地方自治体・福祉等の分科会の中でもそういった点が

課題になるべきものなのだろうと思いますので、そういった分野横断的な視点も踏まえつつ、適切に修正をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○大貫事務局長 道垣内先生、どうぞ。

○道垣内教授 順番でどっちが先かということについても、そんなに厳格に後の話だと言わなくてもいいんじゃないかと思えます。というのは、そういう国連の機関で途上国関係のことをやっている機関はたくさんありますね。あるいは NGO でもいいのですけれども、そういうところに既に弁護士さんが多分いらっしゃると思うのですが、その人たちは国際人化しているので、そういう人は行きやすいのではないのでしょうか。結構そういうインセンティブ持っている人は世の中にいるのではないのでしょうか。大学で教えていると、国際機関で働くにはどうしたらいいかみたいな質問をしてくる人もいますから。ですから、そこはそんなに後回しにしなくていいんじゃないかと思えます。

○大島座長 今回の道垣内先生の御指摘のエのところについて、いろいろ話が出てきており、自分が考えていたこととも絡んでいきますので、極めて重要な御指摘だと思っています。なぜかと申せば、これは以前から私も考えていたところですが、エで扱っているのは、国際的な法問題と言っています。ここは強いて言えば、法域の問題としては国際法の問題なのではないのでしょうか。そうすると、日本の法曹有資格者が国際的な法問題にどういうふうに協力できるか、貢献ができるかという話になってくると思えます。

その中にいろいろあり得て、一つは、日本の政府機関が対応しなければいけない国際的な法問題に、日本の法曹有資格者が日本の政府機関の中でどういう貢献ができるかという問題です。

もう一つは、国際機関という国際的な法問題を扱っている国際的組織の中で、日本の法曹有資格者がどのように関与できるかという問題があると思えます。先ほどの話と絡みますが、ADR は、政府は関係ありませんし、国際機関も関係ありません。広い意味では関係があると言えませんが、直接的には関係ないところです。ここで日本の法曹有資格者がどのように活躍できるかという課題であろうと思えます。

この点を盛り込まないと、全体的なものにならないのではないかと、という感じがいたしました。したがって、もう少しこのところを、国際的な法域の問題、国際法の問題だという観点から整理すると、いろいろなレベルで日本の法曹有資格者が関わり得ることがもう少しはっきり出てきて、どういうふうにすればいいのかという次の問題につながっていくのではないかと思います。

○大貫事務局長 遠藤部付、お願いします。

○遠藤部付 道垣内先生、大島座長、どうも御指摘ありがとうございました。まず道垣内先生の御指摘につきまして、御指摘のとおりかと思えますので、そういった視点をきちんと今後の取りまとめの中で反映をさせてまいりたいと考えております。また、大島座長、御指摘ありがとうございました。確におっしゃるとおり、国際法の問題でございまして。こういった分野で日本の法曹有資格者が、法的素養を活用しつつ、どのように活動していくかという文脈で捉えられるべき問題だというのは御指摘のとおりでございまして。今御指摘いただいた点、政府として対応する中で法曹有資格者がプレーヤーとしてどう活用されていくか。また、その ADR、国際仲裁、投資仲裁、ISDS をはじめとした様々な国際的な法的紛争の中でどのような活動をしていくか。そういったところの視点をきちんと整理して、このところはきち

んとまとめていきたいと思っております。ありがとうございます。

○大貫事務局長 ありがとうございます。道垣内先生、どうぞ。

○道垣内教授 大島座長の話で啓発をされたのですが、国際公法のことは、国際的な法的な問題という言い方とは別に、どこかでメンションしてもいいのではないかと思います。司法試験改革の最近の議論で選択科目を廃止するという話が危うく実現しそうになって、国際法学会が意見書を出して、それは良くないということを主張した経緯があります。確かに国際法は国内の法律業務ではそれほど使っていないかもしれませんが、そういうことに関心がある人がいて、世界に旅立つというか、活躍しようとしている人もいるので、国際法は、法学教育の中でも選択科目という位置付けでいいんですけども、しっかりやる人をちゃんと養成していくことが、こういうバックグラウンドになるんだということがどこかにちらっとでも出てくるといいのではないかと思います。

○大貫事務局長 大島座長、どうぞ。

○大島座長 今の経緯のお話は、若干ショッキングですが、結果的には全面賛成だということでございます。

○大貫事務局長 遠藤部付、お願いします。

○遠藤部付 道垣内先生、ありがとうございます。御指摘のとおりと思います。国際公法の分野につきましても、非常に重要な判断が、国際司法裁判所等においてされているところでありまして、そういった中で、日本の法曹有資格者がどう活用されていくかということが非常に重要であり、そのような分野で日本の法曹有資格者が活躍するためのバックグラウンドとしてそういった素養を早い段階で身に付けていくことは非常に重要かと思っております。私自身も法科大学院に在学しておりましたときは、国際私法、国際公法はきちんと履修をして単位を取らせていただいたというところもございますので、そういった実感も含めて、適切に取りまとめの中に反映させてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○大貫事務局長 ありがとうございます。それでは、時間の関係もございまして、次に、課題と対応策の2、今ちょうどエの部分で議論になりましたけれども、担い手の確保やその養成に関する課題と対応策という部分に進みたいと思います。遠藤部付の方で、この点について補足がもしあれば、お願いします。

よろしいですか。それでは、この法的ニーズに対応する担い手の確保やその養成に関する課題と対応策、7ページから8ページにかけて記載がございます。この点についての御意見を頂ければと思います。

道垣内先生、よろしく申し上げます。

○道垣内教授 7ページの(2)のイですけれども、法曹有資格者の能力を考えるに当たっては、法律英語での授業、あるいは外国法も教えているという話は、これはやっているけれども十分ではないという話を上の課題の方に書いてはどうでしょうか。その上で、そういう人材として活用できるように広げていくべきだみたいな話が下にくるのではないのでしょうか。対応策の中に、行われている取組の話が出てくるのは、ちょっと整理されたらどうかと思います。

それから、先ほども申しましたが、8ページのエのところも、これまでの実績みたいな話から始めるのではなくて、それは別のどこかに書いて、しかし、それが十分でないというのが課題で、それに対応するのが新しい話として対応策に書くべきではないかと思いました。

- 遠藤部付** 御指摘ありがとうございます。御指摘を踏まえて文章の在り方をきちんと考えていきたいと思えます。
- 大貫事務局長** そのほかよろしいでしょうか。もし御意見等がなければ、原則ここの記載の方向性、今道垣内先生から頂いたコメントを踏まえた修正をしていただいて、最終版に向けて整理をしていただくと、こんな形で進めたいと思えます。
- それでは、取りまとめ案の9ページ、今後の展望、方向性という点について、御意見があればお願いしたいのですが、この点について、遠藤部付の方で補足はありますか。
- 遠藤部付** ありがとうございます。この点につきましては、今御議論いただきました課題や、課題を克服していった先にどういう展望が見えてくるのかといったことをごさいますて、そういう展望について記載をさせていただいている部分でございますので、そのような観点から御議論いただければありがたく思えます。
- 大貫事務局長** そういう趣旨のものということ踏まえて、ここらあたりは自由闊達に御意見等を頂ける分野ではないかと思えますので、よろしくお願ひします。道垣内先生、お願ひします。
- 道垣内教授** 小さなことですが、上の方に2回も「大規模事務所」が出てきますが、これは別に書かなくてもいいんじゃないでしょうか。そんなに大規模事務所がやっていることがうまくいっているわけでもないし、やろうとしているということがあるだけですから、ここは将来の話なので、もう少しすっきり書いたらどうかと思えます。
- 遠藤部付** 道垣内先生、御指摘ありがとうございます。御指摘を踏まえて適切に修正したいと思えます。
- 大貫事務局長** いかがでしょうか。特にございせんか。
- 道垣内教授** 2の一番最後のところの我が国の教育制度と非常に広く書いてあるのは、法科大学院に限らず、小学校ぐらいからとか、そんな話まで書いているのでしょうか。それとも法科大学院の話でしょうか。法科大学院についてであれば、国際化に対応するために国際公法とか国際私法のほか、国際的な法律の科目の充実をはじめとしてとか何か入れられると思えます。いずれにしても、ここでいきなり教育問題になっている趣旨がよく分かりません。
- 遠藤部付** 御指摘ありがとうございます。法曹有資格者の活用領域の拡大という観点から申し上げれば、今道垣内先生から御指摘を頂いたとおり、まずは法曹を養成する過程において、そういった素養が身に付いていくことが重要であるということが、第一にあるべきというふうにも考えられるところでございますので、今頂いた御趣旨に踏まえて、適切な修正を考えていきたいと思えます。
- 大貫事務局長** ありがとうございます。大島座長、お願ひします。
- 大島座長** もちろんそういうことで修正していただきたいと思えます。先ほどの繰り返しになりますが、ここに例えば国際法律業務と書いてあります。国際法律業務という言葉の意味なのですが、国際法という法域の問題なのか、日本の法を担当されている法曹有資格者が、特殊な素養を持っておられるので国際業務に関与する話なのか、双方が若干複雑に絡んでいて、そこが書き分けられていないと問題が生じるのではないかと思えます。今道垣内先生がおっしゃった国際公法とかそういう話は、どの部分で書き込むかは別として、十分に念頭に入れて頭を整理されるといいのではないかと思えます。
- 大貫事務局長** ありがとうございます。遠藤部付、その趣旨でよろしくお願ひします。

それでは、この案全体について、ちょっと聞き漏らしたことがある、あるいは意見として一言述べておきたいということがあれば、全体を通じて、もしございましたらお願い申し上げます。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見等がないようですので、本分科会のこれまでの議論、全体の議論を通して、大島座長から御所見を頂きたいと思えます。よろしくをお願いします。

○大島座長 どうもありがとうございました。いよいよこれが今までの作業の終わりだということでございまして、皆様本当に、ありがとうございました。私も大変勉強させていただきました。これからもっと大事な取りまとめという作業がありますので、引き続きよろしくお願いいたします。

一言申し上げたいことがありましたので、事前に大貫先生の方に発言の機会を与えていただきたいとお願いして、今指名していただきました。

この機会に次のことを申し上げたいと思えます。つまり、この有識者懇談会の下で海外展開分科会は、法曹有資格者が海外におけるその活動の場の拡大の方途を探るという課題について、これまで種々の角度から検討を加え、把握されたニーズに対する対応策等を議論してきたと思えます。大変活発な議論があって、私もいろいろ勉強になりました。

しかし、当然のことながら、その対象というのは日本の司法試験合格者である法曹有資格者に限定されていまして。それはそれで当然であろうと思えます。ただ、この分科会の作業が最終的な取りまとめの段階に入るに当たって、実はもう一つの見方があるのではないかと申し上げたいと思えます。つまり、日本人の法曹分野での海外展開へのあり方の一つとして、日本以外の国において法曹養成教育を受けることで、国際的な法曹として活躍するキャリアパスがあると思えます。そのことを是非ここで申し上げておきたいと思えます。

また、このような形で日本の若者が国際的人材、国際人材として海外展開することは、実は安倍総理がかねてから推進されている成長戦略に即したのもであると考えておりますので、あえてここで申し上げている次第です。

もう少し具体的に申し上げますと、これまでの議論の際にもそういう言及がなかったわけではないのですが、日本の法曹有資格者の海外展開に並行する、(横に並んで進むという意味での「並行」ですけれども)、日本人が海外、特に欧米の法曹有資格者になることによって、国際的な法曹の場で活躍する道があると思えます。現実には、近年では中国、韓国、インド等の青年が欧米の法曹資格を取って、国際機関を含めて欧米諸国を中心として活躍しているのを実際に見ていますし、そういう動きがあることは皆さんも御承知だと思います。

今後どこかの段階で、どこかの部署において、その実態を把握すること、現状がどうなっているか、どういう趨勢にあるのかということ进行分析すること、も必要かと思えます。それはそれとして、日本からも国際法曹の専門家を輩出できるように、日本の若者がそのようなキャリアパスの存在を、できれば大学以前、あるいは少なくとも大学在学中に知って、海外の大学、ないし大学院レベルの教育機関に留学して、その地の法曹の資格を取得し、現地の法律問題に直接関わること、あるいは学問の世界にとどまって国際法の特定分野の専門家として国際法の発展に貢献するという、広い意味での国際法曹の世界で活躍するということが奨励されるべきではないかと思えます。

また、この国際法曹という概念があるとするれば、その分野においては、当該国の法律事務所、あるいは学問の世界での活用に加えて、国際機関においても活躍するというキャリアパ

スがあることも広く理解されていると思いますし、今もいろいろ言及がありました。そういうことが更に広がる必要があると思います。

そのような形で日本人が国際法曹で活躍するという事は、日本が国際的大競争時代を乗り切ること、これは総理がどこかで発言された表現を使っていますが、そういうためにも必要であろうと考えます。具体的には、例えば、2年前の4月に総理が成長戦略を打ち出したときに言及された、日本人が海外に出て資格取得の段階から現地で養成されるという発想は、総理の発言にも即しているのではないかと思いますので、あえて申し上げておきたいと思いました。ありがとうございました。

○大貫事務局長 大島座長、ありがとうございました。それでは、今日の会議を踏まえて当分科会の取りまとめを行っていただくわけでございますけれども、それ以降の予定につきまして、中島官房付から御報告いただきたいと思います。

○中島官房付 当分科会のこれまでの取組に関する取りまとめの内容につきましては、5月18日に予定されております法曹有資格者の活動領域に関する有識者懇談会におきまして、活動領域全体に関する取りまとめの一部としてお諮りすることを目指したいと思っております。

○大貫事務局長 ありがとうございました。それでは、取りまとめ案の今後の検討、修正作業の進め方について、座長から御提案をお願いします。

○大島座長 どうもありがとうございました。本日も海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大のあり方をめぐって、活発な御議論を頂きまして、ありがとうございました。今後は、今日ここで行われた議論を踏まえて修正作業をいたしまして、最終的な案としてまとめたいと思いますので、もし御了承を得られましたら、私座長に一任していただければありがたいと思います。この上で、もちろん最終的には御確認していただきますけれども、作業させていただいて進めていきたいと思います。そして、その上で5月18日までに本分科会に関する分野についての取りまとめの内容を整理して、有識者懇談会で議論する内容を確定したいと思いますので、よろしくお祈りしたいと思います。いかがでしょうか。

○大貫事務局長 皆様異議無しということでよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本日をもってこの分科会の議論は一通り終了となります。これまで多大な時間をお使いいただき、準備に御尽力いただいたメンバーの方々、心より御礼申し上げます。それでは、5月18日の有識者懇談会以降の予定が決まっていると思いますので、中島官房付から御報告いただきたいと思います。

○中島官房付 5月18日の有識者懇談会におきまして、各分科会からその取りまとめを報告しまして、有識者懇談会としての取りまとめを行うということになります。そして、その後、法務省から法曹養成制度改革顧問会議にこちらの内容を御報告するという段取りになるかと思います。

○大貫事務局長 ありがとうございました。それでは本当に最後の最後でございますが、大島座長から、皆様方へのコメント等を頂ければと思います。お願いします。

○大島座長 大貫先生、ありがとうございました。また同じことを言って申し訳ありませんが、いよいよこれで当分科会の議論はお仕舞になるということでございますので、改めて皆様方に御礼を申し上げたいと思います。まずは道垣内先生、本当にいろいろ積極的な御意見を示していただきましてありがとうございました。また、ここにいらっしゃる皆様方、日弁

連の方々、法務省の方々、あるいは内閣官房の方、その他各機関の方々、活発に作業していただきましてありがとうございました。心から御礼を申し上げて、今後の最終的な取りまとめに責任をもって当たりたいと思います。どうもありがとうございました。

○大貫事務局長 それでは、終了させていただきます。どうもありがとうございました。

—了—